

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

◇告 示 解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可

土地の用途廃止

使用料の徴収の事務の委託

◇人委規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇公 告

林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第千二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十三号

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字麻生字志谷々七三八一、七三八二、七三八三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

昭和四十六年十一月二十日付で大鴨土地改良区から申請のあつた新たに
行なおうとする土地改良(小鴨地区暗きよ排水)事業については、審査の
結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九
十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八條第五項の規定によ
り、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川 大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月二十八日付で気高郡青谷町大字河原八五〇番地前田正彦ほか二十一人の者から申請のあつた農道（山東第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（山東第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業

計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十二月十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

青谷町役場、鹿野町役場及び気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（大河内地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十二月七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十二月六日から用途廃止した。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市二本木字甘草田東二二五ノ二番地先から同市二本木字種懸り一二一ノ三番地先まで	一、〇一八・二八	道路敷
米子市二本木字高田屋敷二一五番地先から同市二本木字高田屋敷二〇九ノ二番地先まで	二〇四・七一	"
西伯郡淀江町大字佐陀字藤ノ木二ノ二番地先から同町大字佐陀字上場二四四ノ一番地先まで	三六一・二一	"
西伯郡淀江町大字佐陀字藤ノ木四番地先から同町大字佐陀字藤ノ木一ノ一番地先まで	一四三・六六	"
米子市二本木字板橋六二四ノ二番地先から同市二本木字板橋六二五ノ二番地先まで	四六・四五	"
米子市二本木字甘草田東二二五ノ二番地	六九・五一	水路敷 (総理府)
米子市二本木字甘草田東二二四ノ二番地	一七八・一〇	"(〃)
米子市二本木字甘草田東二二五ノ二番地先	一六・〇五	水路敷
米子市二本木字星田二五五ノ一番地先	六八・三三	"
米子市二本木字高田屋敷二〇九ノ二番地先	六二・五七	"
西伯郡淀江町大字佐陀字原田一五ノ一番地先	三・一四	"
米子市二本木字高田屋敷二一一ノ一番地先から同市二本木字板橋六二八ノ三番地先まで	四一九・六八	"
米子市二本木字高田屋敷二一四番地先から同市二本木字高田屋敷二一八ノ二番地先まで	八七・四八	"

米子市二本木字甘草田東二二〇番地先から同市二本木字板橋六二一ノ一番地先まで	八六・九五	"
米子市二本木字高田屋敷二一〇ノ五番地先から同市二本木字高田屋敷二一二番地先まで	六三・八二	"
米子市二本木字高田屋敷二一五番地先から同市二本木字高田屋敷二一九番地先まで	一〇〇・六〇	"
米子市二本木字大何一四〇ノ三番地先から西伯郡淀江町大字佐陀字榎田二四九ノ九番地先まで	一〇七・四五	"
米子市二本木字大何一四〇ノ三番地先から同市二本木字大何一三六ノ三番地先まで	一七七・九五	"
米子市二本木字大何一三七番地先から同市二本木字樋懸り一二一ノ三番地先まで	一五五・八八	"
米子市二本木字樋懸り一二三ノ三番地先から西伯郡淀江町大字佐陀字西砂田二六五ノ一番地先まで	三九〇・一四	"
西伯郡淀江町大字佐陀字榎田二五六番地先から同町大字佐陀字榎田二六〇番地先まで	八二・六七	"
米子市二本木字板橋六二一ノ一番地先から同市二本木字板橋六二〇ノ四番地先まで	一一九・八八	"
米子市二本木字勢勇六一六ノ一番地先	四六・六三	堤塘敷
米子市二本木字板橋六二一ノ三番地から同市二本木字板橋六二〇ノ四番地先まで	五二・九四	"
米子市二本木字甘草田東二二一番地先から同市二本木字星田二五七ノ一番地先まで	一六九・一三	"
米子市二本木字高田屋敷二一一ノ一番地先から同市二本木字高田屋敷二一九番地先まで	一七二・六九	"
米子市二本木字大何一四〇ノ三番地先から同市二本木字大何一三八番地先まで	一五〇・四一	"
米子市二本木字板橋六二五ノ一番地先から同市二本木字板橋六二八ノ三番地先まで	一〇八・九二	"

鳥取県告示第千二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県宮方能町駐車場の駐車料金の徴収の事務を財団法人米子駐車場公社に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の21の項中

教育委員会事務局

教育長

教育委員会事務局

教育長 課長

に改め、同表の23の

項中

町長 部 局	課長 財政係長
教育委員会事務局	教育長

を

町長 部 局	課長 財政係長
教育委員会事務局	教育長

局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
所	所長
事務局	教育長 課長

に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例 (昭和33年 4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、昭和46年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和46年12月10日

鳥取県知事 石 破 二 則

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学、旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学若しくは旧専門学校令 (明治36年勅令第

61号) による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程 (昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程 (昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程 (大正11年文部省令第4号) 若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程 (明治41年文部省令第32号) により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校、旧実業学校令 (明治32年勅令第29号) による実業学校、旧高等女学校令 (明治32年勅令第31号) による高等女学校若しくは旧中学校令 (明治32年勅令第28号) による中学校を卒業した者又は

大学入学資格検定規程 (昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程 (大正13年文部省令第22号) 若しくは旧実業学校卒業程度検定規程 (大正14年文部省令第30号) による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和47年2月10日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同様又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(2) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和47年1月15日までに知事に提出すること

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間
昭和46年12月20日から昭和47年1月15日まで(最終日の消印があるものは有効)

(2) 受験願書の受付場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時
筆記試験 昭和47年2月10日 9時から
口述試験 昭和47年2月10日 13時から

(4) 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁 会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度で次の項目について行なう。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

(1) 受験願書(第2号様式)

(2) 履歴書(第3号様式)

(3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書(第4号様式)

(5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後一箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正の行争があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はよりの地方農林振興局林業課に照会すること。

郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格 B.5)

受験資格認定申請書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受

けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

ふりがな氏名

生年月日

本籍

現住所

性別

第2号様式

(日本標準規格 B.5)

受験願書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

ふりがな氏名

生年月日

本籍

現住所

選択項目

性別

第3号様式

履 歴 書

ふりがな氏	生年 月日	性別	現住所	
			本籍	

学 歴

卒業年次	年月	学校名及び専攻科目	所在地
年	月		

職 歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年 月 から 年 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏 名 ㊟

第4号様式

職 歴 証 明 書

職 名
ふりがな氏

年 月 日 生

- 1 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 2 教育に従事した期間及び勤務場所
 - 3 普及指導に従事した期間及び勤務場所
- 上記に相違ないことを証明する。

年 月 日
所属長 職 名
氏 名 ㊟